

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認新潟地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
厚生年金関係	1 件

## 第1 委員会の結論

申立期間①について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、24万円であったことが認められることから、当該期間に係る標準報酬月額の記録を訂正することが必要である。

申立期間②のうち、平成18年12月1日から19年9月1日までの期間について、当該期間の標準報酬月額を24万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、平成18年12月から19年8月までの上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（上記訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

申立人は、申立期間③について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和60年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年12月1日から18年12月1日まで  
② 平成18年12月1日から19年12月1日まで  
③ 平成17年12月頃

A社に勤務した申立期間①及びB社に勤務した申立期間②の標準報酬月額が、実際に支給されていた給与額よりも低額となっていることが分かった。

申立期間③については、A社に勤務した期間のうち、当該期間に支給された賞与に係る記録が無いことが分かった。

申立期間①及び②の大部分の給与明細書を所持しており、申立期間③は、1か月分の給与と同額の24万円の賞与が支給されたと記憶しているので、申立期間①及び②の標準報酬月額並びに申立期間③の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、オンライン記録から、申立人のA社における当該期間の標準報酬月額は、当初、24万円と記録されていたところ、平成18年12月8日付けで、資格取得日である17年12月1日に遡って16万円に引き下げられていることが確認できる。

また、オンライン記録から、申立期間中にA社において厚生年金保険被保険者資格を取得していたことが確認できる被保険者4人についても、申立人と同様に平成18年12月8日付けで、それぞれの資格取得日に遡って標準報酬月額が引き下げられていることが確認できる。

さらに、滞納処分票から、A社は当該期間において、厚生年金保険料を滞納していたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、申立人の標準報酬月額を遡って減額訂正する合理的な理由は無く、当該処理に係る記録は有効なものとして認められないことから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た24万円に訂正することが必要である。

2 申立人は、申立期間②の標準報酬月額の相違について申し立てしているところ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づき標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立人は、当該期間のうち、平成18年12月から19年4月まで、及び同年6月から同年8月までの給与明細書を所持しており、当該明細書から、申立人に対して約25万円ないし約29万円の給与が支給され、標準報酬月額24万円に見合う厚生年金保険料が控除されていたことが認められる。

さらに、申立人は、当該期間のうち、平成19年5月の給与明細書を所持しておらず、当該期間中に、申立人に対して支給された給与額及び厚生年金保険料控除額を確認することができないが、オンライン記録では、給与明細書を所持している期間の標準報酬月額が16万円になっているにもかかわらず、上記のとおり総支給額及び厚生年金保険料控除額となっていることを合わせて考えると、当該期間においても、標準報酬月額24万円に見合う厚生年金保険料が控除されていたことがうかがえる。

これらを総合的に判断すると、当該期間のうち、平成18年12月1日から19年9月1日までの期間の標準報酬月額については、申立人が所持する給与明細書により確認又は推認できる保険料控除額から、24万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が当該標準報酬月額に基づく保険料（上記訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間②のうち、平成19年9月1日から同年12月1日までの期間について、申立人は、「B社に勤務した期間のうち、最後の3か月の給与は支払われず未払いだったため、C団体から給与の立替払いを受けた。」としているところ、C団体から提出された未払賃金の立替払請求書及び確認通知書の記載内容から、申立人は、未払賃金の立替払制度を利用し、当該期間の未払賃金を受領していることが確認できる。この場合、当該制度において請求者に立替払される賃金は、各種税金、社会保険料及びその他の控除金を控除する前の金額とされているが、申立人は、「受け取った未払賃金の中から、事業主に厚生年金保険料を支払った記憶は無い。」としている。

また、B社の事業主は所在不明であり、ほかに申立人が事業主に対して厚生年金保険料を支払ったことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、当該期間については、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

- 3 申立期間③について、申立人は、「賞与支払明細書は所持していないが、賞与は全従業員に支給されていた。支給額は1か月分の給与額と同額であり、私は24万円の支給であった。」旨の供述をしているところ、申立人が所持する平成18年1月及び同年2月の給料支払明細書において、いずれも24万円の給与が支給されていることが確認できる。

また、元同僚二人はいずれも、「平成17年12月賞与は、従業員全員に支給され、支給額は、約1か月分の給与額とほぼ同額だった。」と証言している上、当該二人のうち一人が所持する平成17年12月賞与支払明細書によると、同年12月給料支払明細書において確認できる給与額と同額の賞与が支給され、当該支給額に見合う厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、当該期間においてA社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の賞与支給日については、A社の元同僚が、年金記録確認D地方第三者委員会に対して申立人と同様に、平成17年12月賞与に係る記録

の訂正を求めた申立てにおいて、同委員会が同僚照会したところ、1人から、「平成17年12月の期末手当は平成18年1月の給与支給日（1月10日）に支給された。」旨の証言が得られていることから、平成18年1月10日とすることが妥当である。

また、当該期間の標準賞与額については、申立人が所持する申立期間後の平成18年1月及び同年2月の給料支払明細書から、24万円とすることが妥当である。

なお、事業主が当該賞与に基づく保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

### 第1 委員会の結論

申立期間①から④までについて、申立人は、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間①から④までの標準賞与額に係る記録をそれぞれ、150万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 16 年 3 月 10 日  
② 平成 17 年 3 月 22 日  
③ 平成 18 年 3 月 14 日  
④ 平成 20 年 3 月 24 日

申立期間①から④までに支給された賞与に係る記録が無いことが分かった。

申立期間①から④までの標準賞与額の記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社が保管する賞与計算台帳及び同社の回答から、申立人は、申立期間①から④までについて、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の標準賞与額をそれぞれ、150万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「申立人の申立期間①から④までに係る賞与について、申立てどおりの届出及び保険料の納付を行っていない。」と回答していることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間①から④までに係る標準賞与額に基づく保険料について納入告知を行っておらず、事業主は、申立期間①から④までに係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立期間①から④までについて、申立人は、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間①から④までの標準賞与額に係る記録をそれぞれ、150万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 16 年 3 月 10 日  
② 平成 17 年 3 月 22 日  
③ 平成 18 年 3 月 14 日  
④ 平成 20 年 3 月 24 日

申立期間①から④までに支給された賞与に係る記録が無いことが分かった。

申立期間①から④までの標準賞与額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社が保管する賞与計算台帳及び同社の回答から、申立人は、申立期間①から④までについて、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の標準賞与額をそれぞれ、150万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「申立人の申立期間①から④までに係る賞与について、申立てどおりの届出及び保険料の納付を行っていない。」と回答していることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間①から④までに係る標準賞与額に基づく保険料について納入告知を行っておらず、事業主は、申立期間①から④までに係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 2 月 1 日から 40 年 3 月 1 日まで  
② 昭和 40 年 6 月 1 日から同年 7 月 1 日まで

A社とB社に勤務した申立期間が脱退手当金支給済期間となっていることが分かった。

脱退手当金を受給した記憶は無いので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。